

一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 会費等規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づきその運営に関する必要な事項を定める。

(年会費の有効期間)

第2条 年会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までに終わる1年間とする。

(入会)

第3条 定款第6条の規定により、新規に入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）必要事項を記載し、入会金及び当該年度の会費を添えて、会長に提出しなければならない。

(会員証)

第4条 本会は会員に対し、所定の会員証を交付するものとする。

(変更の届出)

第5条 会員は、前条の届出事項に変更が生じた場合は、その内容を記載した変更届（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする者は、退会届（様式第3号）を会長に提出するものとする。

- 2 退会の届け出がない限り入会については自動継続とする。
- 3 年会費を1年間滞納すると退会（会員資格喪失）とする。但し滞納した年会費は納入するものとする。
- 4 再入会の場合は、滞納した会費を納入した上で入会とする。

(会員名簿)

第7条 会長は、会員名簿を作成するとともに常時これを管理し、変更及び退会届が提出されたときは、それを訂正しなければならない。

(入会金)

第8条 入会金については次のとおりとする。

- (1) 正会員 1,000円
- (2) 特別会員 1,000円
- (3) 賛助会員 5,000円

(会費)

第9条 会費については次のとおりとする。

- (1) 正会員 2,000円
- (2) 特別会員 2,000円
- (3) 賛助会員 10,000円

(入会金及び会費の入金)

第10条 入金方法については、次のとおりとする。

- 2 入金方法については口座振替とする。
- 3 年度の途中で退会した場合でも、当該年度の会費を返還しないものとする。
- 4 定款第7条2項の規定に基づき、前年度3月末日までに会費を前納する。

(日本介護支援専門員協会への入会)

- 第11条 本会の入会により、日本介護支援専門員協会（以下「日介協」という。）への入会が可能となる。但し入会は任意加入とする。
- 2 日介協の入会手順により、日介協定款第41条に基づき本会を沖縄県支部として位置づける。
 - 3 日介協への入会等については日介協の規約を準用する。

(委任)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、会費について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年3月21日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年7月27日から施行する。
- 3 この規程は、平成23年5月14日から施行する。
- 4 この規程は、平成24年5月19日から施行する。
- 5 この規程は、平成25年5月18日から施行する。